

兵制要章ニ依リ消滅

凡流刑以下之者有宿者親族等ヨリ願ニ依テ死骸渡シ遣スヘシ願人無之者並無宿之者ハ死骸取拾ヘシ右之通り相定候事

第千二百十七 十二月 (兵部省)

集義隊

一文武研窮ハ士道之本務瞬息彈指モ無怠慢勉勵可有之事

但一六休日之外擊劍修行曉六字ヨリ八字迄讀書修行九字ヨリ十一字迄尙擊劍一字ヨリ三字迄練磨可有之事

修行一日懈怠之輩ハ出門ヲ不許再三日ニ及者ハ其罰禁錮謹慎ヲ以テス

一以文膽ヲ練リ武ヲ以沈勇臨機應變平常之心得可爲專要事

一組長者其局之標準部下ヲ厚教養シ自己之好惡ヲ以テ愛憎是非不可有之正直至當ヲ以テ可爲職掌事

一兵士者厚局長之號令ニ隨ヒ淳信一和可有之萬一其長暴意不當之儀有之時無諱憚取締所ヘ可申出事

一局長貳人兵士貳人毎日自八字取締所江出勤隊中之勤怠ヲ鑑察シ用務可致補助事

但シ四士之内壹人宛宿直翌日之當番江御用申傳交代嚴肅之事

一休日ニハ半隊出門平日ニハ三字ヨリ四半隊出門差免候間取締印鑑所持致シ歸邸直ニ同所江可致返納候事

但歸局刻限夕六字之事背之或ハ泊宿ニ至ル者其法如第一ヶ條修行怠慢之罰

右之條々無違背可相守事若犯者ハ可爲曲事者也

第千二百十八 十二月 (兵部省)

磐城岩代三陸兩羽北越諸藩

昨年賊徒掃蕩之砌糧食ヲ辨シ立替置候金穀高早々取調差出可申候事

但總高請取高殘高等明細書可申出事

附 錄

法令全書附録

第一

日本國獨逸北部聯邦修好通商航海條約 明治三十二年正月十日(西曆千八百九十一年二月廿日)於神奈川開印同年九月十一日(西曆同年十月十五日)本書交換

日本 天皇陛下と李滯生國 皇帝陛下は獨逸北部聯邦及び其に連ならずと雖も其運上と商買とに於て是と同盟せる國々即ち帝國バイエルン同ウエルテムベルグ、大ヘルツォークツムバーデン、マイン河南大ヘルツォークツムヘスセンの名を領し又我運上と貢の法則に與みする大ヘルツォークツムルクセンブルグの爲め日本獨逸兩國の間に貿易通航の縁を盛んにせん事を欲し條約を結ばん事を決定し日本 天皇陛下は第一等官議定兼外國官准知事東久世中將第三等官神奈川縣知事兼外國官判事寺島陶藏第三等官外國官判事井關齋右衛門を其全權に命し李滯生國 皇帝陛下は日本在留獨逸北部聯邦のシヤル、エダフエールマクスアウグストスチピヨ、フオン、ブランドを其全權に命し雙方互に其委任狀を示し其狀實良好にして適當たるを察し以て左の條々を協議決定せり

第一條 爰に條約を結べる國並其人民の間に永世の平穩無窮の和親あるべし

第二條 李滯生國 皇帝陛下ハ日本に其公使を命するの理あるべし此公使は今爰に條約を結べる他の獨逸國々に代りて事を執るの權あるべし

右獨逸條約濟の國よりコンシユル、ゼ子ラールを命し及び日本何れの開港場又何れの開市場にもコンシユル或は副コンシユル又はコンスラル、アメントを命するの理あるべし此吏人等は日本政府と最も懇親なる國のコンシユラル吏人と同様別段の免許及び權を受くるの理あるべし

李滯生國 皇帝陛下より命する所の公使並コンシユル、ゼ子ラールは日本の諸部を故障なく旅行するの理あるべし裁判すべき權ある獨逸國のコンシユラル吏人は若し其裁判すべき境界中にて獨逸船の破船するか或は人命及び貨物に危害等の事ある時は其事實を監察する爲め其場所に往

くの理あるへし然りと雖も獨逸コンシユラル吏人其時に當て先其土地の日本官府へ其趣意並其赴く處の場所を書翰にて告知すへし其節は日本官府より重立たる吏人をして必ず之と同導せしむべきなり

日本 天皇陛下はベルリンの王宮内に公使を置く事を得又獨逸國々の港及び市中に若し他國コンシユラル吏人在勤する事あらば日本コンシユラル吏人も又此所に命するの理あるへし日本の公使及びコンシユラル吏人は互の約束に依て右條約濟の獨逸國々に於て他國の公使並コンシユラル吏人と同様今或は此後受くる處の別段の免許並權を受くべきなり

第三條 箱館兵庫神奈川長崎新潟(並に佐州東港)大坂の市街及び港並に東京市街を此條約施行の日より右條約濟の獨逸國々の人民及び交易の爲めに開くへし
前條の市街及び港に於て獨逸國々の人民永久居住する事を得へし故に地所を借り家屋を買ひ住宅倉庫を建る事勝手たるへし

獨逸臣民の住すへき場所並に其家屋を建へき場所は獨逸國コンシユラル吏人其地に在る相當の日本吏人と相談の上之を定むへし但港則も右同様たるへし若し獨逸國コンシユラル吏人及び日本吏人此事に付議定し得ざる事あらば之を獨逸國の公使及び日本政府へ申立へし
日本人は獨逸國人民住すへき場所の周圍に牆壁或は柵門を設けす其他自由の出入を妨くへき圍ひを營まざるへし

獨逸國の臣民無故障遊歩すへき境界は左の如し
箱館新潟に於ては諸方へ十里とす夷港にては佐州全島とす
神奈川にては川崎と品川の間在りて江戸灣に流れ落る六郷川を限とし其外は諸方十里とす
長崎にては其周圍に在る長崎府の支配地を限とす

明治十六年長崎遊歩規程取換ノ世輪アリ

兵庫にては京師の方は京を距る事十里の地に限り他の諸方は皆十里とす
大坂にては南は大和川口より舟橋村迄夫より致興寺村を通し佐太迄線を引き之を限りとす
堺の市中は右線の外なれ共獨逸國人の遊歩を免すへし

東京に於ては新利根川口より金町迄夫より水戸街道に沿ひ千住宿大橋迄夫より隅田川へ南川上へ登り古谷上郷迄夫より小室村高倉村小矢田村荻原村宮寺村三木村田中村の諸村落より線を引き六郷川に於て日野の渡場迄を限とす

右十里の距離は前條各所の裁判所より陸上を算すへし
其一里は李瀟生一萬二千四百五十六フース英吉利四千二百七十五ヤード佛蘭西三千九百十メートルに宛る

若し獨逸國々の人民前條の規則を犯し境界に出る事あらば墨是哥銀百枚を拂ふへし若し再び犯す時は二百五十枚の罰金を拂ふへし

第四條 日本に在留する獨逸國人民は其自國の宗教を自由に行ふの理あるへし故に其居留地に其宗教を奉ずる爲め宮社を營む事勝手たるへし

第五條 日本に在留する獨逸國人の間に身上或は其所持の品物に付て爭論起る事あらば獨逸國吏人の裁斷に任すへし

日本長官は右條約濟の獨逸國々の人民と他の條約濟外國人との間に起る爭論に於ても亦關係する事なかるへし

若し獨逸國の人民より日本の人民に對し訴訟する事あらば日本長官此事件を裁斷すへし

若し日本人より獨逸國人に對し訴訟する事あらば獨逸長官之を裁斷すへし

若し日本人獨逸人に逋債ありて之を償ふ事を怠り或は欺偽を以て之を逃れんとする時は相當の

日本長官是を裁斷して其債主より通債を償はしむる爲め諸事に力を盡すへし又獨逸人欺偽を以て逃れんとし或は日本人に通債を償ふ事を怠る時は獨逸長官正しく裁斷し通債を償はしむる爲め諸事に力を盡すへし

獨逸長官も日本長官に於ても兩國の人民互に相關する通債は償ふ事なかるへし

第六條 日本人民或は他國の人民に對し惡事をなせる獨逸人民は獨逸國コンシユル吏人に訟へ獨逸國の法度を以て罰すへし

獨逸國の人民に對し惡事をなせる日本人民は日本長官に訟へ日本の法度を以て之を罰すへし
第七條 此條約或は之に附屬する貿易の規律を犯せるに付取立へき罰金或は其物を取揚る事は獨逸國コンシユル吏人の裁斷に因るへし其取立たる罰金或は取揚品は都て日本政府に屬すへし
取押へたる荷物は日本長官並に獨逸コンシユル長官にて其荷物に封印をなし獨逸コンシユルにて裁斷する迄は運上所の倉庫に取押へ置へし

若し獨逸コンシユル其荷主又は引請人正理なりと裁斷する時は其品物を速にコンシユルへ引渡すへし然りと雖も日本政府若し右コンシユルの裁斷に同意せず尙高官の裁判によらん事を欲せしは右荷主又ハ引請人其品物の眞價を其裁斷濟迄獨逸コンシユルへ預くへし
取押へられたる荷物容易に腐敗すへき質の物なれば其代價を獨逸コンシユル所に預り荷物は荷主或は其引請人に渡すへし

第八條 貿易の爲め開き又は開くへき日本の諸港に於て獨逸國人民は獨逸國領或は他邦の港より禁制に非ざる諸種の貿易品を輸入し是を販賣し又は是を買入れ獨逸國或は他邦の港に輸出する事自由たるへし此條約に附屬する税目に舉げたる租税而已を相納め他の諸税は總て拂ふに及ばず○獨逸國の人民は諸種の商物を日本人より買入又日本人に販賣する事を得へし又其買入或は

代價受取り拂ひの時に當て日本吏人之に關係する事なかるへし○獨逸國人民日本國の開港場に於て買入たる日本産物を日本他の開港場に諸税を拂ふ事なく輸送する事自由たるへし○日本人は獨逸國々或は開港場に於て獨逸國人民より諸種の商物を日本役人の立合なく買入又之を貯藏し及び之を其用に供し或は再び販賣する事勝手たるへし尤日本人獨逸國々の人民と貿易するに付ては日本人相共に商賣するに付取立る運上より餘分は日本政府にて取立さるへし○且諸大名並に其使用する人々は現在取締の規則を守り定例の運上を納る時は一般の通則に従て獨逸國々又日本諸開港場に赴き其場所にて日本役人の立合なく獨逸國々の人民と交易する事勝手たるへし○總ての日本人は日本産物又は他國の産物を日本開港場へ或は日本の開港場より或は日本開港場の間に或は他國の港より或は他國の港へ日本人民或は獨逸人民所持の船に積入輸送する事自由なるへし

第九條 日本政府は日本に在留する獨逸國々の人民日本人を通辯或は師表召使等の諸役に使用し是を法度に違背せざる諸用に給する事を妨げざるへし併しなから若し此日本人罪科を犯す時は日本の法度を以て罰すへし

日本人獨逸國の船中に於て諸般の職事に雇はるゝ事勝手たるへし
獨逸國人の雇置ける日本人若し其雇主に同道し海外に出る事を其地の官府に願出る時は政府の印章を得へし且既に日本慶應二年丙寅四月九日西洋千八百六十六年第五月廿三日日本政府より觸書を以て布告せし如く日本人は其筋より政府の印章を得れば修業或は商賣の爲め獨逸國々に赴く事を得へし

第十條 此條約に添ゆる交易の規律は此條約と一體をなせる者にして雙方共堅く之を守るへし日本に於て獨逸國公使と日本政府より任する吏人と協議して此條約に添ゆる交易規律の趣意を

施行する爲交易に開きたる諸港に緊要至當の定規を立るの權あるへ

第十一條 日本政府は獨逸人貿易の爲め開きたる各港の最寄に船々の出入安全の爲め燈明燈標船淨水及び瀬標を備ふへ

日本吏人各港に於て密商及び禁制の品出入を防ぐ爲め至當の規律を設くへ

第十二條 獨逸國の船日本の開港場に入來る時之を港内に導く爲水先案内者を雇ふ事自由なるへ又其船總ての通債及び商稅納濟の上にて發航せんとする時は港外へ出る爲め水先案内者を雇ふ事勝手たるへ

第十三條 獨逸國の商人は日本の開港場へ商物を輸入し其租稅を納めし上は日本運上所長官より其商稅收め濟の證書を請ふの理有へ且此證書あらは右商物を再び日本の他の開港所に入出する共又商稅を納むるに及ばざるへ日本政府諸開港場に於て倉庫を取建る事を務むへ且其倉庫に於ては輸入する人或は荷主の願に任せ其品物の運上を納る事なく之を藏め置の理あるへ日本政府にて其品物を預り置間は損害なき様に引受くへ尤外國商人共右入置きたる品物の爲火難の受合を立得る様政府に於て總て肝要なる設けをなすへ又其商物を輸入する人或は荷主是を倉庫より引取らんとする時は運上目録通りの運上を拂ふへ其品物を再び輸出せんと欲する時は輸入運上を納るに及ばず品物を引取節は孰れにも藏敷を拂ふへ右藏敷高並に貸藏取扱向の規則は雙方相談の上之を定むへ

第十四條 獨逸國の人民日本開港場内に輸入し此條約に定めたる商稅納濟の諸貨物は日本人獨逸人に拘はらず其荷主より日本國の諸部に輸送せしめ得へ勿論之に租稅或は運送の運上等何等の稅をも拂ふ事なかるへ日本の產物は陸路水路修復の爲め諸商賣に付て取立る通例の運上の外別に運送運上を收る事な

く日本人は日本の内何れの地よりも諸開港場へ運送する事勝手たるへ

第十五條 外國貨幣の日本國內に於て故障なく通用せん事を欲するか爲め日本政府は速に日本貨幣製造法に緊要の改正を爲すを務むへ且日本重立たる貨幣製造局並に諸開港場に於て取建へき貨幣局にて外國人及び日本人は其身分に拘はらず諸種の外國貨幣及び棹金銀を其吹換入用を差引き日本貨幣と同種同量の割合を以引換ゆへ此吹換入用は雙方協議の上定むへ獨逸國及び日本の人民互に拂方を爲すに外國或は日本の貨幣を用ふる事勝手たるへ

第十六條 若し日本運上所の吏人商人より申立し價に付て異存ある時は其商物に價を極め其極めたる價にて買入る事を談ずる事自由たるへ

若し荷主此價附にて承諾せざる時は日本運上所吏人の極めたる價に従て其稅銀を收むへ若し其價付にて承諾する時は其談せし價を少くも減する事なく直ちに荷主に拂ふへ

第十七條 若し獨逸國の船日本の海岸にて破船し或は漂着し又は已むを得ず日本の港内に避け來る事あらは相當の日本長官是を知るや否速に其船に可成丈扶助を加ふへ其船中の人々を懇に取扱ひ要なる時は其人々最奇の獨逸國コンシユル館に赴くへき方便を與ふへ

第十八條 獨逸國海軍備用の諸品は日本國の諸開港場に陸揚し獨逸吏人の保護する倉庫に藏め置へ尤夫か爲め租稅を納むる事なしと雖も若し此備用品を日本人或は外國人に賣る事あらは其買主より相當の租稅を日本長官に納むへ

第十九條 日本 天皇陛下他國の政府及び其人民に與へ或は爾後與へんとする總て別段の免許及び便宜は條約を結へる獨逸國々の政府及び其人民にも此條約施行の日より免許あるへきを今爰に確定せり

第二十條 來る壬申年則千八百七十二年第七月第一日に至り此條約の趣實驗し緊要なる變革或は改正を加ふる爲め是を再議し得へし然りと雖も此再議の趣は少くも一箇年前に告知すへし若し日本 天皇陛下此期限前に各國の條約を議せん事を欲し其事に就て他の條約濟の各國にて同意せば條約を結ぶ獨逸國々も又日本政府の望みに従ひ此會議に加ふへし

第二十一條 獨逸國々の公使或はコンシュル吏人より日本長官に贈る總て公の書翰は獨逸語を以て記すへし然と雖も便利の爲め此條約施行の日より三箇年の間は和蘭語或は日本語の譯文を添ゆへし

第二十二條 此條約は獨逸語日本語を以て各四通つゝに記し其文意は各同義なり
第二十三條 此條約は日本 天皇陛下及ひ孛漏生 皇帝陛下互に名を記し印を調して確定し本書は十八箇月の内に取替すへし

此條約は名を記せし日より施行すへし
右證據として雙方の全權此條約に名を記し印を調する者也

日本明治二己巳年正月十日
西洋千八百六十九年二月廿日

於神奈川

- 東久世 中將 花押
- 寺島 陶藏 花押
- 井關齋右衛門 花押
- フォン、ブランド 印

日本國に於て獨逸國人交易を爲す定則

第一則 獨逸船日本の港に着て後四十八時中(日本二十四時日曜日を除く)甲比丹或は船長より日本運上所の役人へ獨逸コンシュルの請取書を見すへし右は都て船中の書類積荷目録等を獨逸岡士館へ預けたる旨示せる者なり其上右甲比丹或は船長書付を差出し以て其船の入港手数を爲すへし

右書付は船號並に其船の出帆し來りし港の名噸數甲比丹或は船長の名又船中に旅客あらは其旅客の名並に其船の乗組人數を認たる者にして右甲比丹或は船長其書付の無相違趣を證し其名を自記する者也右書付と共に右甲比丹或は船司其積荷の告書を預へし是は包貨の記號及び番號並に其品物の種類斤數を其送狀に認ある通りに記載し荷物引受人の名を記したる者なり且船中用意品の目録も右告書へ加ふへし但甲比丹或は船長右告書は其船の總積荷及船中用意品の無相違書付なる事を證し是に其名を自記すへし

若し右告書中相違の廉を心付きたる時西洋二十四時(日本十二時日曜日を除く)中は罰金を拂ふ事なくして之を書き改め得へし然りと雖も此期限後に書改むるか或は之に書入するに於ては墨斯哥銀十五枚の罰金を拂ふへし

告書中に漏れたる諸品物に付ては運上の外別に罰金を拂ふへし其罰金の高は其品物に付て拂ふ運上と同しかるへし

甲比丹若しくは船長此定則に示したる期限中に日本運上所へ其船の入港手数を爲すを怠らば右入港手数を怠る日毎に墨斯哥銀六十枚の罰金を拂ふへし

第二則 日本政府は其港内へ入津せし各船(軍艦を除く)に運上所役人を差置(き理あるへし)船中にて右運上所役人を丁寧に取り扱ひ且成るべき丈け相當の用便をなすへし
日没より日出迄の間は運上所役人より別段の免許なければ船より品物を卸すへからず且船口其

「罰金」ハ手數料ヲ云フ

外總て船中荷物の納れある場所の入口には日没より日出迄の間は日本役人は封印し錠を鎖し
或は堅く固封し置へし若し免許なくして日本運上所役人の固封し置たる入口の封印等を破り又
は取除く時は其犯したる人々犯せし毎に墨斯哥銀六十枚の罰金を拂ふへし
日本運上所へ相當の差出書を出さずして荷物を船中より卸し或は卸さんと謀れる品は次に定め
たる通り捕押へ且取上へし
包貨の中目録中に載ざる價ある品々を藏し以て日本國の收納を減せん趣意にて仕組たる者は取
上へし

若し獨逸船日本の開かざる港に於て諸品を密商し或は密商せんと謀る時は其諸品を日本政府に
取上げ犯せし毎に其船より墨斯哥銀一千枚の罰金を拂ふへし
修復を要する船々は運上を拂はずして其積荷を陸揚し得へし右の陸揚したる諸品は日本役人預
りあるへし且藏敷人足賃並に守護の爲都て相當の入費は拂ふへし然りと雖も若し其荷物の内を
賣拂ふ時は其賣たる分は定例の運上を拂ふへし

積荷を同港内の他船へ移すには別に運上を拂ふに及はずと雖も日本役人見分して事實無相違を
知り然る後船移の爲右日本役人より渡す免狀を以て船移しすべきなり若し右免狀を受ずして船
移せし者は其犯せる毎に墨斯哥銀六十枚の罰金を日本政府に納むへし

阿片を輸入するは禁制なれば交易の爲日本に渡來する獨逸各船其船中に三斤以上の阿片を所持
する時は其餘量を日本政府へ取押減却すへし且阿片を密商し或は密商せんと謀りし者は右密商
し或は密商せんと謀りし阿片一斤毎に墨斯哥銀十五枚の罰金を拂ふへし

第三則 荷主或は荷物の引受人荷物を陸揚する事を願ふ時は其荷物の差出書を日本運上所へ出す
へし此差出書は差出を爲す人の名又其荷物を輸入せし船の名其記號番號積荷の種類斤數並に各

種の價を認たる者にして此差出書中に載たる諸物價の總計は其書面の末に記すへし荷主又は荷
物引請人其差出書は諸品の眞價を載する趣を記し以て之を證し又日本運上の害となるべき者は
隠し置かざる旨を證すへし且荷主或は荷物引請人此證書に其名を自記すへし

差出したる荷物目録の本書は運上所の役人へ差出し役人其中に記したる品々を調へ終る迄其本
書は役人の手に留め置へし

日本役人は右差出したる荷物の一部或は總体を改め得へし又其れか爲め其荷物を運上所へ持來
り得へし然りと雖も之を改むるに付輸入人は其失費を拂ふ事なく又品物の損せざるやう取扱ひ
改濟の上は日本人再び其荷物を可成丈け其元形に包装すへし且之を改むるには不用の時日を費
さざるへし

荷主又は輸入人其荷物を請取らざる前輸入の途中にて損傷あるを見出す時は運上所の役人へ其
損傷の趣を知らせ其職にして廉潔なる人二人或は二人以上にて其價を極めしむへし但し其人々
篤と検査の後各包の損し高を歩割に記し其記號番號を認め證書を出すへし尤其證書には運上所
の役人立會にて右價附をなしたる人々其名を自記すへし且輸入人は其證書を差出書へ添へ相當
の高を引落すへし

然りと雖も其船若し或る開港場より他の開港場へ運送する航海中破船する事あらは右運送先の
運上所の證據の代りに破船せしといふ證據を別に持來るへし尤商人は右證據を一箇年の内に差
出すへし

日本役人疑敷思ふ品物は右役人は是を取押置へし然りと雖も日本役人直に其事を獨逸國コンシユ
ル吏人に告知すへし

獨逸國コンシユル吏人取上る事に裁判せし品物は直に日本長官へ渡すへし且獨逸國コンシユル

吏人より言付し罰金の拂方は其吏人最も速に催促し日本長官へ收むへし

第四則 出港を願ふ船々は二十四時(日本十二時)前に運上所に告知すへし此期限後は其船出港すへき理あり然りと雖も其出港を否む時は運上所の役人等速に甲比丹又は其船の引請のみに右出港を否む譯を告げ又其趣を獨逸コンシユルに知らすへし船司運上所より與ふる諸運上拂濟の證書を持參せされば獨逸コンシユルは預り置きたる書類を船司へ渡すへからす
獨逸國軍艦は運上所へ入港又は出港を願ふを要せず又其軍艦には日本運上所役人又は取締の役人來る事なし

獨逸國の蒸氣飛脚船は同日に入港と出港を爲し得へし且日本に上陸する旅客並に陸揚する品々の外は告書を差出す事を要せざるへし然りと雖も右蒸氣船は何れの時にあつても運上所へ入港並に出港の願を爲し得へし

然りと雖も此定則に添ふる條約第十六箇條に載する通り荷物の價付する事に付運上所の役人之を妨くへからす

運上拂濟の後は荷物を渡すへき免狀を荷主へ渡すへし荷物は運上所にても船中にても渡すへし
輸出せんとする諸品は船中へ輸送する前日本運上所に差出を爲すへし其差出は書面に於て其荷物を輸出すへき船名並に包貨の記號番數其貨數斤數及び代價を記載すへし輸入入右差出書中に載たる諸品の無相違趣を認め以て之を證し之に其名を自記すへし

運上所に差出を爲さるる以前輸出の爲船中に送りたる品々並に禁制の品々を包入せし荷物は總て日本政府へ取上へし
船々其乗組又旅客の用物或は旅客の衣服等は運上所へ差出を爲すに及ばず若し獨逸商人日本の

*横文ニ據レハ「爲シ得ヘシ」ハ「爲スヘシ」ノ意義ナリ
*「運上所の役人云々」校訂ハ自耳談貿易定則ニ詳ナリ

産物を日本の或る開港場より他の開港場へ輸送せんと欲する時は其品物を輸出する時拂ふへき運上を運上所へ預け置へし六箇月の内他の開港場へ右荷物を陸揚せし趣を示せる證書を其地の運上所より持參せば右預り置たる運上は無異論速に返却すへし

他邦の港へ輸出するを禁する品物は萬一右期限内に前條の證書を差出さるる時は荷積せし者自ら右品物の代價を殘らず日本役人へ拂ふへき趣を認めたる證書を差出すへし

船中用意品の爲めに入津する鯨漁船或は困難船は其積荷の告書を出す事を要せず然りと雖も引續き商賣を願ふ時は第一則に掲る通りの告書を預くへし

此定則中又は此定則を添る條約中船と稱する者は何れの處にある共「シップ、バルク、ブリッキ、シヨール、シャルルベ」(船名)又蒸氣船を云ふ

第五則 日本國の收納を害せん爲に偽の告書或は證書へ名を自記したる者は其犯す毎に墨期哥銀百二十五枚の罰金を拂ふへし

第六則 噸税は日本の港に於て獨逸船より取立る事なし
但し次に定めたる謝銀は運上所役人に差出へし

- 一 船の入港手數に付墨期哥銀 十五元
- 一 船の出港手數に付墨期哥銀 七元

總て此規則に載する處の荷物船積陸揚の免許に付ては謝銀を出す事なかるへし健固狀等の如き他の證書に付て洋銀一枚半

第七則 總て日本に陸揚したる品々には次の運上目録に従ひ日本政府へ運上を拂ふへし
輸入品運上目録(但し應二年改稅約) (書ニ同キヲ以テ略之)

*獨逸ニハ「諸獨逸船」アリト

何れの日本人も日本開港場又は海外に於て旅客又は荷物を運送すへき各種の帆前船蒸氣船共買入ると事勝手たるへし尤軍艦は日本政府の免許なければ買入ると事を得ず
日本人買入たる諸外國船は蒸氣船にて一噸に付一分銀三箇帆前船にて一噸に付一分銀一箇の運上を定め通り相納る時は日本船として船籍に書載すへし尤其船の噸數を定むる爲日本長官の需に應し其筋のコンシユルより本國の船目録の寫を相示し其眞を證すへし
軍用諸品は日本政府及び外國人に而已販賣すへし

第八則 總て輸出すへき日本産物は次の運上目録に従ひ日本政府へ運上を拂ふへし

輸出品運上目録(但シ此條ニ改稅約書ニ同キヲ以テ略ス)

日本に在留する獨逸國人及び獨逸國船の乗組人又旅客自己の入用に滿つる丈けは輸出目録に載たる輸出禁制の穀物並に粉を買入ると事を許すへし尤右穀物並に粉を獨逸國船に積入んとする前必ず通例の通り運上所より船積の免許狀を得へきなり

禁制穀物及び諸粉類を諸開港場の間に輸送する事に付日本政府是に故障をなさんとるへし

然り雖も萬一日本人並に外國人右品物を或る開港場より運送する事に付格別の事故ありて當分の内是を禁せんと欲せば日本政府右の趣意を二箇月前に獨逸長官に告知らすへし且此禁制は事實不得止の時而已にして速に此禁を解く事に日本政府は注意すへし

此稅則に載する日本一斤(即百六十目)ハ佛蘭西の六百零四グラム五十三センチグラム又は英吉利一ポンド三分一に當る

一ヤールドは英吉利尺度三フットに當り佛蘭西の九百十四ミリメートル(ストリツへ)に當る

英吉利の一フットは佛蘭西の三百四ミリメートル七に當り日本曲尺の一尺より一寸の八分一寸け長し

材木の一コクは英吉利十立方フット又は米利堅厚さ一インチの木尺百二十フットに當る

一分(目方二文目三分)は銀貨にして其重さ佛蘭西の八グラム六十七センチグラム(英百三十四グレン)より下らず其質は純銀九分に下らず其交せ物は一分より多からざるへし

一セントは一分を百分せし一を云ふ

第九則 運上所諸取扱荷物の陸揚船積及び船人足小遣等雇方に付開港場に於て是迄訴訟の起りし不都合を除かんか爲に各開港場の長官外國のコンシユルと談判し雙方協議の上右不都合決して生ぜざる様規則を立て日本人と外國人の交易並に其用向を可成丈け都合能相便し且安全ならしむる様雙方爰に議定せり

諸開港場に於て荷物陸揚船積の爲に用ふる波戸場の内にて品物を船積する前又陸揚する後暫時假に納る爲小屋掛けを日本政府にて作るへし

第十則 此條約施行する後五年に條約を結ぶ雙方の内にて望む時は輸入輸出の商稅を再議すへし然し若し此期限前日本政府他國の政府と再議する時は條約濟獨逸國々も此議に加はるへし

明治二己巳年正月十日

千八百六十九年二月廿日

於神奈川

- 東久世 中將 花押
- 寺島 陶藏 花押
- 井關齋 右衛門 花押
- フォン、ブランド 印

第二

*獨逸ニハ「時ハ」下ニ「日本政府」ヲ從ヒ「」ヲ語アリ

銅輸出の事に關する書翰

以手紙致啓上候然者銅輸出之儀者公之入札を以て羅賣にいたし來候處今般國內諸件改革いたし銅之儀も鑛坑産出の數相増候に付普通品同様貿易爲致候間元價に從五分之稅銀相納輸出不苦候此段諸開港場貴國コンシユル等へ御達御座候様存候此段可得御意如此御座候以上

明治二年正月十日

東 久 世 中 將

英、佛、米、獨、伊、各公使閣下

第三

改正借庫規則 明治二年己巳正月十九日即一千八百六十九年三月一日改正

第一條 日本政府の借庫に入る、事を要する貨物は貿易章程に掲示したる如く稅關輸入船の積荷目録を受取りたる後其引請主より入庫願書を作り之を稅關に差出す可し此願書は舊規則の(イ)號と稱する書式を用ひ其體裁に倣ひ精細記載す可し其件々は貨物の記號番號箇數品柄及び小譯等是也

第二條 現在何等の差支へ無きときは稅關有司直に入庫願書の貨物を借庫に入る、事を差許す可し但し引請主の都合に因り貨物を入れる、事妨げ無しと雖も稅關の手續相濟さる間は之を受取る可からず

第三條 入庫願書の手數相濟み貨物を借庫に請取りたるときは匆々(ロ)號の書式を以て「ワルラント」と稱する證書を作り之を荷主又は其引請人に附與す可し但し此證書は稅關の官印と倉庫課長の證印したる者也

第四條 借庫より貨物を引取る時は荷主又は其引請人前條の證書及び(ハ)號の書式を用ひ之に記

名したる出庫願書を差出す可し此書類無くしては決して貨物を引渡す可からず但し貨物の皆渡しを請ふ時は稅關其證書を取消し内渡しを望む時は其旨を證書に記入し以て之を持主に返與す可し

第五條 輸入稅銀及び庫租は稅關より貨物を引渡さる、前に之を收む可し尤(ニ)號と稱する書式を以て納稅願書を作り之を稅關有司に差出す可し但し稅關に於て其手續相濟まば願主貨物を引取る事遅々せざる可し

第六條 入庫貨物の證書は荷主の望みに應し一通或は數通を作り與ふ可し但し此證書は稅關の出版にして謝銀毎通一分銀一箇を取立つへし

第七條 元價五百弗以下の貨物は借庫に入る、事を許さず

第八條 貨物を引渡す時は其都度倉庫課に於て各貨の庫租を詳記し以て之を荷主又は其引請人に附與すへし

第九條 貨物の陸揚するや即稅關有司の引請けにして火難及び天災を除くの外之を安全守護し以て相違無く引渡す事を請ふへし

第十條 損傷したる物品は他の貨物の害と爲らざる様貯藏せざるを得ず故に其荷主は稅關有司の命する仕法に從ひ違背すへからず

第十一條 出庫願書は必ず入庫願書と同一の記名なるか或は代記すへき權有る者記名する事敢て妨げなしと雖も社中より預め其旨を倉庫課長に報せずんばある可からず

第十二條 入庫貨物の荷主變る時は其旨を證書に裏書し以て倉庫課長に指示すへし

第十三條 若し證書を失ふ事あらば其旨を倉庫課長に報し且其證書を以て貨物を渡さる事を請ふへし持主布告或は他の方法を以て勉強探索す共終に其證書を得ずして更に願出する時は再ひ證

*横文ニハ「裏書」以テ「下ニ」其レヲ書留ムヘキ」ノ語アリ

水 銀

百斤に付壹分銀 〇二五

綿布の部

第七類 生金巾、白金巾、白紋金巾等、其他茲に掲げざる四十「ヤルツ」の綿布 一反に付同 〇〇三

四十「ヤルツ」以上は 同 〇〇四

四十「ヤルツ」以下は 同 〇〇二

第八類

フュステイアンス、綿天鵝絨、ウエルウエティーンズ、サティチツツ、綿段子同 一ドゼンに付同 〇〇七

第九類

手巾、綿製メリヤス上下肌衣 一枚に付同 〇〇三

第十類

テーブルコローツ 一反に付同 〇〇二

第十一類

唐棧、緋金巾 一反に付同 〇〇二

綿絲の部

第十二類

一俵三百斤の綿絲 一俵に付同 一箇五

毛布の部

第十三類

吳呂、ラセイタ、綾吳呂、其他茲に掲げざる毛布類 一反に付同 〇一〇

第十四類

大巾羅紗、レディース、コローツ 同 〇二〇

幅五十五インチチェス 同 〇一五

幅五十五インチチェス以下は 同 〇一〇

スパニス、ストライプス 同 二箇

第十五類

一俵百對のブランケツツ 一俵に付同 〇〇五

毛製テーブル、コローツ、ログス、プレイツ 一反に付同 〇〇五

第十六類

毛綿交布類 同 〇一〇

第十七類 毛絲

尺量の部

百斤に付壹分銀 一箇

第十八類

眞鍮鈕、造管、用ふる金具、長短草鞋、綿襪、綿ドック、帆布、
袋標草、衣服、蓆、家具、小銃、兵隊用品、石鹼、漆、食物、硝子板、
大小時辰儀、オルゴール、珠玉、用ひざる巴理產物、
鏡、鏡板、行商、鍍金器物、刃物 一尺立積に付同 〇一〇

茲に掲げざる物と極大極重の諸品は其時に臨て庫租を定むへ 同 〇四〇

箇數の部

第十九類

葡萄酒、燒酒類、麥酒 一ドゼン入一箱に付同 〇二五

同 二ドゼン入一箱に付同 〇三五

同 三ドゼン入一箱に付同 〇四五

同 四ドゼン入一箱に付同 〇五〇

一ピントのポルトル及び麥酒六ドゼンより八ドゼン迄 一尺立積に付同 〇三五

其他香水及びエッセンセスの如き流動物 一桶に付 三箇

第二十類 一ホグスヘット即五十ガロンソの葡萄酒及び麥酒 一キルドルキンニ付 二箇

一キルドルキンの葡萄酒及び麥酒 元價に應へ其二百分一

第二十一類 金、銀、珠玉、懷中時規

日本產物の部

第一類 一俵八十斤の生絲 一俵に付 一箇五

眞綿 百斤に付 〇三〇

屑絲 同 〇四〇

三年第八百三十九
ヲ以テ流刑ヲ停ム

- 穀類 一箇
- 第二類 茶、煙草、扶苓 百斤に付 〇二五
- 第三類 生蠟、蜜蠟、各種昆布 同 〇二〇
- 第四類 椎茸、人參、五倍子、乾鮑 同 〇五〇
- 第五類 銅 同 〇一二
- 第六類 蠶卵、其他尺量を以收租す（き箱物） 一尺立積に付 〇一〇

第四 三月二十三日（東京府伺）

遠島者出帆申付候節於舊幕府ハ口見以上ノ者ハ金二兩分侍出家等都テ揚屋入ノ者ハ金一兩分
雜入ハ金二分分何レモ錢ニテ其掛々ヨリ相渡候仕來ニ有之候趣ノ處當時諸色直段比較致シ候テハ
如何ニモ瑣細ノ儀ニ付以來ハ是迄ノ倍増譬ハ二兩ノ者ハ四兩被下候方時勢ノ釣合且御仁恤ノ御
趣意モ相立可然哉ト存候間向後流罪ノ者ハ右之通被下候様御取極相成候方ニハ有之間敷哉此段
御相談申候也

（刑法官附紙）

可爲伺之通事

第五 三月（刑法官伺）

昨年騷擾之砌賊徒ニ與シ候諸藩脱走之者一時軍備ノ爲メ其藩或ハ其他ニテ猥ニ金策等致シ候者今
日ニ至リ自然賊盜ニ均鋪口書ヲ以テ其藩ヨリ刑名伺出候分モ有之右ハ平常之賊盜罰律一樣ニハ難
處ト存候賊魁ト雖モ御寬典之御處置相成既ニ主謀ノ者ヲ斬首被處候上ハ其餘戰爭事件ニ涉リ候分
ハ罰禁錮ニ止メ藩々之折合見込ヲ以知藩事手限ノ處置致候方可然哉將亦口書ヲ以刑名伺出候分ハ
平常之通罰律ニ當テ相達可申哉右兩様共奉伺候以上

（辦事附紙） 月日欠

伺之通知藩事手限ニ處置可致候事

第六

大坂開港規則 明治二年四月八日（西曆一千八百六十九年五月十九日）議定

- 第一則 用辨便利の爲居留地近邊に在る運上所の外に安治川波除山近邊に出張運上所可取建事
- 第二則 商船入出港手数は本運上所に限り候事
- 第三則 臨時風波により陸と碇泊船との往來難出來自然日曜日休業日を除き四十八字間に入港手
數相整ひ難き儀も可有之乍併無據事件に妨碍せられ候儀分明ならされは屹度取極時限中に手數
可致事
- 外國商船入港致し候は、入碇次第運上所役人速に商船一艘毎に差遣はし其船長へ開港規則書寫
を可相渡事
- 風波により取極刻限中入港手數不相整節は其船長より港内入船の月日時刻書記し又運上所役人
船に上る時刻も書記し右の書附役人へ可相渡事
- 第四則 大坂港の經界は追て可取極其節は日本役人と各國コンシユルと立會の上標木可取建事
但標木取建方は日本政府に於て可取計事
- 第五則 當港經界中に於て船脚取捨る事に付ては規則相守候様各國コンシユルに於て嚴重可取扱
事
- 第六則 諸荷物陸揚船積の儀は其爲め取建たる二箇所に限るへし若相背に於ては其荷物條約面に
基き可取揚事
- 第七則 右陸揚場の外居留地内に上り場二箇所可取建事

明治六年三月十二日
大坂府知事ヨリ
各國領事へ左之通
照會
一 大坂港之經界は
北は左門川南は大
和川神手は天保山
燈臺より向き三里
ミナト左門川大和川
へは標木可取建事

但此二箇所より商物陸揚船積すへからず

第八則 或は蒸氣船或は帆前船試の爲め運轉又は遊行其外運轉の爲港外へ出候節は其船長より其國コンシユルへ可相届左候得はコンシユルより運上所へ可致通信事

但本船番士は卸すへからず

第九則 日本祝日祭禮日休業日は荷物の陸揚船積を不許候事

但前以免狀申受有之歟又は改相濟有之候分運上所へ相届候上可差免候飛脚船の如きは祝日祭禮日等の休業日と雖も陸揚船積共願書にコンシユル館の印鑑又はコンシユルの裏書等有之候は、可免之

日本に於て休業日左の通

正月三箇日、正月七日、三月三日、五月五日、六月廿五日、七月七日、七月十四日より十六日迄八月朔日、九月九日、九月廿二日、十二月廿七日より晦日迄

但十二月廿七日、廿八日の兩日に限り朝九字より十二字迄は要用を可取扱事

第十則 西曆五月より十月迄の間は朝九字より夕五字迄十一月より四月迄は朝十字より夕四字迄の内入出港手數其外要用可取扱事

但右刻限の外たり共非常の用向は各國コンシユルの願書有之節は可取扱事

第十一則 收税すへき荷物日本開港地へ若商人積送候節左に書載たる期限の内積送先の運上所より陸揚荷物書附不差出節は其當然の税を可相納段證書可差出又海外へ輸出禁制品物日本開港地へ積送候節期限の内陸揚の書附不差出節は其品の價金可相納段證書可差出事

但長崎並に横濱港は四箇月箱館新網は六箇月若期限内證書持參不致節は其港へ掛合着船致し候節は證書の金高取立可申着船不致候へは尙六箇月の間相待彌破船に相極り確證有之時は其

證書相廢候事

第十二則 改濟の荷物陸揚場に四十八字を過し差置或は第十則に定めし刻限中に改の願書不差出候へは右荷物は借庫へ相納其庫敷は荷主又は引受人より可差出尤右改方相等閑置候儀は不可有之事

第十三則 合藥其他烈性爆發の品は其爲設し庫内に相預可申右庫敷料は退て取極むへし

第十四則 輸出入荷物免狀は専ら本運上所に於て可相受併し輸入の免狀は其荷主の願により安治川出張運上所に於ても可相受事

第十五則 積荷有之或は船客乗組の船々神戸へ往復の時々安治川運上所出張役所に船を寄せ可相届右標荷船入津の節は出張役所に於て十五分時間を限り士官乗込陸揚場迄同船すへし荷船出候節は其出船の陸揚場より士官乗込出張役所迄同船し右士官より不正の船にて無之段相届荷物改濟の上は早速出船可致若改不相濟荷物は遅刻無之様可相改若荷船出張役所に不立寄乗抜候節は取押抜荷同様可取扱事

川蒸氣船通行の節は安治川運上所出張所に於て乗組用意無之時は直に通船可致事

川蒸氣船は定式の波戸場を除き其外の場所へは其時々別段の願無之ては碇泊不相成事

第十六則 安治川沖洲より出張運上所前一丈四尺より一丈の深に浚方出来候迄木津川安治川共通船不苦併し右浚方出来候儀日本司人より各國コンシユルへ通達有之其旨人民へ相觸候上は通船安治川に限るへし

木津川一番の番所より本運上所前迄荷船へ役人上乘すへし

外川々より輸入せし荷物は番所にて差留其船は安治川へ廻す事を命すへし

烈風の節荷船尻無川一番の番所邊迄風波を避る爲に相廻す事を免許すへし尤風波静り候上は安

治川或は木津川へ相廻すへ
 第十七則 右の規則は西曆千八百六十九年第五月十九日左の人数會盟して條約する所也併し若可
 改箇條あらは千八百七十年第一月一日に至り一般或は二三箇條の規則たり共會議の上可相改者
 也

日本大坂府判事兼外國官判事

五代 才 助 花 押

英國コンシユル

アベル、エー、ゼ、ゴウル 手記

米國コンシユル代

ドブルユー、ロビチット 手記

蘭國副コンシユル

ピー、ピストリユス 手記

學國コンシユル代

イ ウ ル ス 手記

第七

生絲并茶増稅約書 明治二年四月二十一日(千八百六十九年
 六月一日)五箇國公使ト調印(但不至現行)

東京に於て慶應二寅年(即西洋千八百六十六年)に取結ひたる約書第二ヶ條生絲并茶の稅は前三ヶ
 年中平均相場の五分に基つき雙方何れの方よりも右稅を改むる事を求むべきを掲載せり
 日本政府右箇條に基つき則稅額を改むる事を求め外國知官事并副知官事及ひ佛朗西、大貌利太泥
 亞伊太利、獨乙北部聯邦、亞米利加合衆國の公使集會し右求めを協議商量の上政府に代りて左の約

定を決定せり

第一右約書に添ゆる稅額に基つき取立たる生絲并茶の稅三ヶ年中の相場平均せし處元價騰貴する
 により従前の稅額にては其五分に當らざる事判然たるか故日本政府にて右稅を増す理あること明
 瞭なり

第二下名の者共右品物の稅を左の表目に記載する金高に増す事を議定したり然れども右増稅は明
 治二巳年十一月三十日(西洋千八百七十年第一月一日)に施行すへし夫迄は従前の稅額に隨て取立
 つべき旨を決せり

生 絲 ノ 部		當 時 ノ 稅 額		生 糸 ノ 部		當 時 ノ 稅 額	
生 絲 並 ヨリ 絲	玉	百斤ニ付 一分銀	百斤ニ付 一分銀	熨 斗 絲	茶	百斤ニ付 一分銀	百斤ニ付 一分銀
七十五箇	二十箇	七十五箇	九十五箇	七箇五	三箇五	七箇五	三箇五
二十箇	二十箇	二十箇	二十五箇	二箇二五	三箇五	二箇二五	三箇五
二十箇	二十箇	二十箇	二十五箇	三箇五	三箇五	三箇五	三箇五

番茶は是迄長崎港に限り輸出せし處向後他の開港場よりも輸出する事を得稅額は百斤に付一分銀
 零七五たるへし

於横濱明治二巳年四月廿一日(西洋千八百六十九年第六月一日)ニ日本語英語佛語獨乙語伊太利語
 ヲ以テ約定スルモノ也

日本國外國官知事伊達中納言花押
 同 准 知 事 東 久 世 中 將 同
 同 副 知 事 大 隈 四 位 同

制度變革ニ依リ消滅

第八 五月十七日(軍務官ヨリ刑法官へ掛合)

當官兵隊之者無刀ニ而軍服而已之規則ニ候間右兵隊共軍服ヲ大切之品ニ相心得候儀ニ付若兵隊之者不届之筋有之召捕之節ハ細下ニ不相成様有之度萬一手ニ餘リ細縛之節ハ軍服全相脱シ候上細縛取計尤軍服ヲ脱シ裸體ニ相成候ハ、單衣ニ而モ着セ候様致度於其御官御召捕之節モ向後右ノ御取計ニ相成度且前以其筋へ御達ニ相成居候様致度右ニ付別紙當官ヨリ達書面爲御含御廻シ申候右旁之趣及御掛合候也

(別紙)

海陸軍局之兵隊ヲ軍裝之儘致細縛候儀自今被差止候事

但事柄ニ依召捕候節ハ軍服ヲ脱シ平服ニ爲シ可致細縛候事

五月

軍務官

(刑法官回答)五月十七日

貴官兵隊之者軍服之儘捕縛之儀御掛合之段承知右ハ其御官兵隊トノ見分ケ無之候而ハ向後捕縛方不都合ニ有之候間右兵隊之分見印承知致置度乍去自然手ニ餘リ縛シ候節軍服相脱シ裸體ニ相成候ハ、單衣ヲ着セ候様致度トノ儀ハ時機ニヨリ不得止捕縛致候節ハ右品常ニ所持罷越候譯ニ無之候ニ付裸體ニ而モ召捕候心得ニ有之候依テ御答旁及御掛合候也
(軍務官再答)五月十九日

四年太政官第四百二十ヲ以テ聽訟斷獄事務ヲ司法省へ交付セシム

第九 五月(東京府問合)

兵隊捕縛之儀ニ付御掛合之趣委細承知候然ル處諸藩兵隊ハ見印有之候得共見印モ無之且脱刀致居候兵隊ヲ以朝廷兵隊ト相定置候間左様御承知可被成候此段御答旁如此候也

築地本願寺末
立泉寺
利教寺
正 丸

(外二人略ス)

右之モノトモ疑敷候間當府へ召捕一ト通相札候處正丸ハ身分ヲ申僞且押込盜致錫丸長太郎ハ右正丸ト同行致候迄ニテ惡事ニ携不申趣申立候ニ付テハ同人并錫丸身分之儀取調候處別紙之通申立元來帶刀致候モノニ有之候上ハ右兩人共其御官へ御引渡可申筋ニ候哉又ハ當府管轄内社寺之儀ニ付本主并倅厄介トモ當方於テ吟味詰可相同筋ト被存候間差向右體之モノ是迄措置致候儀無之ニ付爲念此段及御問合候也

追而寺院家來侍捕縛致候節帶刀人ニ候得ハ兼而御掛合濟之通其官へ御引渡可申哉又ハ其寺院當府管轄ニ候上ハ其家來侍之儀ハ御引渡不及候方ニ候哉是又御問合申候

(刑法官回答)五月二十日

築地本願寺末麻布龍土町立泉寺利教次男正丸外二人之事件御申越趣致承知候右者御府管轄社寺之事故於其府御吟味詰ニ相成候而可然且寺院家來侍等モ御府管轄之社寺ニ候ハ、同様ニ而可然ト存候右及御答候也

第十 七月六日(神奈川縣ヨリ東京逕上所へ申入)

御國商人外國人等ヨリ借財有之濟方不相成借主身代分散致シ候節分散金割合方之儀御國律而已ニ

而取扱候而モ不都合ニ付當地居留各國岡士之取扱振ヲモ承猶勘辨之上別紙之通取扱候積治定既外國官知事公等ヨリ當地在留各公使へ御申入相成候間寫差進申候委細ハ右ニ而御承知區々不成様御取扱可被成候此段申入候也

(別紙)

以手紙致啓上候然者我國商人儀外國人等ヨリ借財有之濟方不相成借主身代分散致シ候節分散金割合方之儀我國律而已ニ而取扱候モ不都合ニ付在神奈川縣判官事ヨリ同所居留各國岡士之取扱振ヲモ承合猶得ト勘辨之上分散人有之節者貸方之内外國人我國人之無差別家藏書入之證書所持致シ候者へハ其家藏賣拂代ヲ相渡其餘書入無之證書所持之者共へハ書入外之諸品賣拂代ヲ貸金高ニ應シ割合分散可爲致候間御心得申入置候

一外國人方へ我國人ヨリ家藏書入之證書請取金銀貸渡候節ハ其家藏他之者へ書入有之ヲ二重ニ書入候儀出來候而ハ不都合ニ付家藏書入ニ而貸金等致シ候節ハ我政府へ問合之上貸出之處置有之候様存候

右之趣貴國人民へ御布告有之度尤神奈川縣而已ニ不限外國人關係之場所へハ夫々及通達同様取扱候儀ニ有之候此段可得御意如此御座候以上

已七月四日

英 吉 利

外國官副知事
寺 島 四 位
外國官知事
澤 右衛門權佐

各 通

佛 蘭 西
亞 米 利 加 公 使
北 獨 逸
伊 太 利 各 閣 下

第十一 七月八日(東京府問合)

舊刑律之内

二日晒一日引
廻鋸挽之上

一 主 殺

磔

晒之上

一 主人ニ爲手負候者

磔

晒之上

一 古主ヲ殺候者

磔

及女犯候

一所化僧之類

晒之上本寺觸頭へ相渡寺法之通り可爲致

男女相對死仕損候者三日晒

一 雙方存命候ハ、

非人手下

御假律面引廻ハ被廢候儀ニ可有之候得共晒之儀ハ別段御沙汰無之候ニ付前顯五箇條之類都テ舊律之如ク晒申付可然哉否至急承知致度此段御問合オヨヒ候也

(刑法官附紙)

三年第九百四十四
ヲ以テ新律綱領頒
布

四年太政官第三
百三十六依リ消滅

三年第八百三十九
ヲ以テ流刑ヲ停ム

三年第九百四十四
ニ依リ消滅

主人ニ爲手負候者及ヒ古主ヲ殺ス者ハ梟首其餘ハ新律頒行迄伺之通り但シ晒引廻シ鋸引ハ廢止候事

第十二 七月十二日(辨官ヨリ彈正臺へ申入)
刑法大獄之事伺候處左之通被 仰出候

一叛逆

一華族并在官五位已上ニ關係致候分

右等之鞠獄ニハ御立會可被成方ト承候此段申入候也

第十三 二月十七日(東京府掛合)

諸藩縣流罪之者當府へ引受在牢申付置誼山縣へ引渡來候處此程囚獄一般及御引渡候上ハ以來流罪ノ者取扱方之儀ハ都テ囚獄司ニテ引受候方至當之筋ニモ可有之哉ト存候間御差支モ無之候ハ當時在牢之者ハ其儘御引渡可申哉ト存候且以後出帆之節當府掛ノ者へ御引渡可申候此段御掛合オヨヒ候也

(刑部省回答)七月十七日

流罪之者取扱方之儀ハ都而囚獄司ニテ引受之儀御掛合之趣承知イタシ候當時在牢之者ハ其儘請取可申候間此段御報申入候也

第十四 八月五日(刑部省届)

- 磔罪 是迄 磔
- 梟示 是迄 梟首
- 斬罪 是迄 刎首
- 徒罪 是迄 徒刑

答罪

是迄 答刑

右之通此度刑名相定候間此段御届申候也

(辨官附紙)

伺之通

第十五 八月九日(彈正臺掛合)

今般御撰定之新刑律落成候得ハ御廻シ有之度若未出來不及候得ハ從來御取用ニ相成候死刑以上ハ經 天裁流何年徒何年且何等之犯罪已下ハ府藩縣へ御任セニ相成候哉御手数數ニハ候得共右等之御規律御書廻シ有之候様致度此段及御掛合候也

(刑部省回答)八月十日

昨日被申越之新律撰定之上ハ素ヨリ御廻可申候得共未々編輯不相成候從前之規則ハ別紙之通ニ候猶巨細ハ追テ新律釐正之上ハ御廻シ可申候依之別紙一通相添御報オヨヒ候也

(別紙)

答 罪從一百

徒 罪從三年

但一年ヲ初トシ半年宛ヲ加ル總テ五年

右者府藩縣手限ニ而斷定刑名イタシ候事

流 罪從三年五年七年

但 罪狀ニヨリ流終身
ニ科スルモアリ

自 盡 斬 罪 梟 示 磔

右之刑名ニ當ル分ハ當省へ伺出斷定相成候事且斬ヨリ以上經 天裁候事

第十六 八月十二日(醫學校掛合)

三年附錄第十七卷

三年第九百四十四
ニ依リ消滅

病死解剖之儀伺濟ニ相成居且死後之解剖心願之者有之候處右願人昨日死去致候依之醫師爲試驗解剖爲致度候右ニ付貴臺ヨリ檢使御越シ御一視之上解剖爲致候儀ニ候哉或ハ御聞届ノミニテ解剖爲致候儀ニ候哉右兩事別紙相添及御掛合候尤秋暑モ強ク候ニ付御即答有之候様致度候也(別紙快ス)

(彈正臺回答)八月十三日

其時々御届ノミニテ宜鋪候也

第十七 八月(刑部省伺)

凡罪人斷刑之上古金銀被盜主へ差戻候分ハ楮幣ヲ以テ其相場ニ引當相渡シ金銀ハ會計官へ相送り可然奉存候間此段奉伺候以上

(辨官附紙)

伺之通

(大藏省ヨリ辨官へ上申)八月十四日

先般刑部省ヨリ申立候罪人斷刑之上古金銀ヲ管主へ差戻方之儀ハ共節右申立之通ニテ可然旨御答オヨビ置尙最前ヨリ之御布令等取調勘辨候處古金銀分析之上品數御差定通用之儀御布令モ有之候上ハ紙幣又ハ新貨幣ヲ以引換差戻シ候ハ不可然古金銀之儘管主へ差戻候方相當ト存候旨此段更ニ得御意候間最前之御答書ハ御消右之段刑部省へ御達有之度候也

(辨官ヨリ刑部省へ申入)九月三日

罪人斷刑之上古金銀被盜主へ差戻シ方之儀大藏省再案之通御再議相決候此段申入候也

第十八 九月三日(刑部省伺)

於當省吟味筋ニ付中下大夫以下辨官支配ノ輩ハ士族ノ取扱ニ致シ右以下辨官付ノ者共ハ卒族ノ取扱ニ致シ可然哉此段至急御差圖有之度候也

七年第九十三號布告ヲ以テ舊貨幣通用停止

第二十七卷看

三年第四百九十九卷看

(辨官附紙)

御規則被差定候迄ハ當分伺之通心得ヲ以可取扱事

第十九 九月十四日(辨官ヨリ東京府へ申入)

今般橫須賀行幸被 仰出候ニ付濱殿延遠館之外御府へ引渡度外務省ヨリ申立候ニ付御受取之儀昨日及御懸合候處同所御府管轄ニテハ不都合ニ可有之旨御申越之趣御尤之儀ニ候因テ御評議相成同所宮内省管轄被 仰付候間此段爲御心得申入候也

第二十

襦袢股引減稅の儀に付英佛米公使への書翰

以手紙致啓上候然者條約運上目錄之内毛木綿交織物部中左件之品輸入減稅之儀兼て獨逸北部聯邦と條約取結之節協議いたし置候趣も有之候に付左之通相減申候

木綿襦袢股引	同	十二ニ付	元稅	壹分銀	〇三
毛織襦袢股引	同	同	減稅	同	〇二五
綿毛交織襦袢股引	同	同	元稅	同	一箇
	同	同	減稅	同	〇八
	同	同	元稅	同	〇六
	同	同	減稅	同	〇五

右輸入減稅之儀者我本年十一月三十日(西洋千八百七十年第一月一日)より致施行候間其段貴國人民へ御布告有之度存候右可得御意如是御座候以上

明治二年九月二十日

佛、英、米、各公使閣下

外務大輔寺島從四位藤原宗則
外務卿澤從三位清原宣嘉

四年太政官第五百
十一六年同第二百
八號參看

第二十一 十月四日(辨官回答)

過日御伺出有之候大夫士以下家督之儀未々確定之御規則モ無之候得共別紙附紙之通ニ候此段及御
答候也

(別紙)

中下大夫以下辨官支配同附等之者家督之儀箇條ヲ以奉伺候

一實子有之共死後ニ家督ヲ願候者

一生前養子ヲ致シ置死後ニ家督願候者

一血紛無之者死後他家ヨリ養子ヲ以家督願出候者

一血紛無之者病死後生前ノ振合ニ取扱急養子相願候舊習モ可有之是等ハ家督不被仰付候儀ニ有之
哉

右ハ常省斷刑ノ定則ニ仕度候間御規則奉伺候也

己巳九月二十八日

刑部省

(附紙)

以下二三ヶ條共死後家督願出候儀ハ不聞届候

但事柄ニヨリ格別之事

繼子無之者大病之節ハ生前血紛ノ者ハ跡目願出候儀ハ聞届置死後養子忌明ノ上家督申付候事

但血紛ノ者無之節ハ血紛無之者ト雖モ同斷ノ事

第二十二 九月晦日(刑部省伺)

清岡岱作華族ニ非サレハ過日堀川從五位同様當省ニテ申付候旨相同候處伺之通御下知候就テハ以
來華族ヲ除ノ外位階不拘當省ニテ取扱候ニ付此段相同置候也

三年第九百四十四
六年太政官第二百
六號ニ依リ消滅

(辨官附紙)

華族ヲ除ノ外先ツ四位以下其省ニテ取扱候事

第二十三 十月二十日(刑部省伺)

御赦前ニ外國人ニ關候罪人之儀ハ外國へ連及致候犯罪之儀ニ付御赦ニ不相成哉又ハ都テ之罪人同
様御赦ニ相成候哉此段外國へ係候儀ニ付奉伺候也

(辨官附紙)

外國へ關係之罪人赦免不被 仰付候事

第二十四 十月十九日(東京府掛合)

小傳馬町牢屋鋪近火之節構内へ火移候得ハ不殘切放三日之間ニ立戻候者罪一等ヲ差赦候舊律ニ有
之候處右ニ而ハ市街橫行致シ市民殊之外及難儀候ニ付自今左之通取極置申度存候

一近火之節構内へ火移候ヲ合圖ニ囚人切放翌日晝九時迄ニ本所回向院へ立歸候者ハ罪一等ヲ可赦
申哉之事

一兼而掛キヨリ達有之出火之節難切放囚人並病人ハ手當イタシ當府並兩溜之内へ差送り可申候事

一翌晝九時迄ニ回向院へ相集候者ハ兩溜並彈内記牢へ直ニ分配可致候事

一市中於テ橫行致候囚人ハ直ニ捕押可差出様夫々可申渡候事

右之通取極置度此段及御掛合候也

(刑部省回答)十月二十日

御掛合ニ相成候本書御取極之件々於當省モ異存無之候依而此段及御答候也

第二十五

日本産石炭輸出の事に關る書翰

明治二己巳年 附錄 第二十三 第二十四 第二十五

三十七

八年五月二十八日
小傳馬町ノ禁因ヲ
市谷ノ新監ニ移ス
五年太政官第三百
七十八號參看

以手紙致啓上候然ハ石炭輸出之儀ハ斤數の多寡を論せず運上目録中租税を可相納物品中に有之候得共商用に無之分納税爲致候者相當ならざるにより蒸氣船に限り以來は無税に可致帆前船に積込候分ハ其船用と稱する聊の分たりとも輸出税を可取立候然る上ハ先目録中改正を加度儀には候得共別段御異存も無之候ハ、暫此書簡を以て前頭の通治定可致と存候此段可及御相談如是御座候以上

明治三十二年己巳十月二十七日

外務大輔 寺島從四位藤原宗則
外務卿 澤 從三位清原宣嘉

米、英、佛、獨、各公使閣下

但右四ヶ國公使より異存無之旨回答を送れり

第二十六 十一月(刑部省伺)

今般新律編修之儀專ラ寛恕之御旨意ニ原キ成丈死刑ヲ出シ流以下ニ下シ撰定可致旨被 仰出就テハ即今之罪囚人命強盜放火等立決スヘキノ罪犯ヲ除其他死刑ニ當ル者ハ新律頒布マテ姑ク處斷ヲ停メ流徒以下ノ罪ハ是迄ノ如ク假律ニ依テ區處シ職官公罪ヲ犯シ及ヒ失誤スル者ハ本罪ニ二等ヲ減シ裁斷仕度此段奉伺候以上

(辨官附紙)

可爲伺之通事

第二十七 十二月九日(刑部省伺)

祿制御改正相成中下大夫士以下之稱被廢都而士族卒族ト可稱旨御布告相成候附而ハ士卒之區別ハ祿高ニ應シ被相定候儀哉且地方官ハ貫屬相成候得ハ辨官附同支配之分以來ハ東京府附ト被相定候哉右者當省之定則ニ致候間此段御伺申入候也

三年第九百四十四
ニ依リ消滅

五年太政官第二十
九號ニ依リ卒ノ稱
消滅

(辨官附紙)十二月十日

御書面前條士卒之區別ハ元身分席以上者士族席以下ハ卒ト被相定候儀ニ付後條東京府附之稱者不相當ト存候委細之儀者東京府ハ御打合可有之此段及御答候也

第二十八 十二月十三日(刑部省伺)

偽高之者取扱之儀ニ付別紙之通東京府ヨリ申越候ニ付而ハ是迄帶刀以上之者ハ都テ於當省取扱來候得共今般士族卒改テ東京府貫屬ニ相成候上ハ獨リ偽高之者而已ナラス東京部下限リ之犯狀ハ自今總而於東京府取扱官員又ハ他府藩縣ト入纏候事件ハ從來之通於當省取扱候儀ニ可有之哉別紙相添此段奉伺候也(別紙)

(辨官附紙)月日欠

偽高之者於其省可取扱候其餘都テ可爲伺之通候事

第二十九 十一月十九日(彈正臺問合)

一親看病願ニヨツテ歸國イタシ滿期不得歸終ニ職務御免願立候類
一私ニ御暇ヲ願ヒ歸國イタシ歸路途中西京詰被 仰付候類
右二條ハ路費被下候儀ニ候哉尙心得ニ御問合申度候委曲御示有之度候也

(大藏省回答)十二月十九日

御書面御問合之趣承知イタシ候初箇條ハ一旦私之旅行ニテ罷越候上ハ旅費難被下御規則ニ有之ニ箇條ハ途中ニ而御用被 仰付候得ハ其日ヨリ兼テ御規則之通割合ヲ以旅費被下候此段御答及候也

三年第九百四十四
ニ依リ消滅

四年太政官第二百
二十一ニ依リ消滅

正 誤

頁	行	誤	正
目録	一	四政治	政始
五三	八	八附日	二十九日
六五	二〇	二十二日	二十日
本文三七	八	書付は	書付は
三八	一五	出港	入港
五四	二	古來	向來
六二	一〇	取扱候	取扱來候
七五	六	定免ノ分右	右定免ノ分
九一	一四	二十九賀茂	二十九日賀茂
九九	一	東京可	東京へ可
一二八	九	二年三月	三月
一二八	一四	在京中大夫	在京中下大夫
一三四	四	嵯峨	嵯峨
一四五	二〇	工	エ
一四六	二〇	家采	家采
一九六	八	府縣	諸藩
二二八	一	福山	福山
二二八	一八	二千〇二十石	八千〇二十石
二八二	一	失フヘラス	失フヘカラス
三二八	八	爲心得	爲御心得
三四七	七	六コンシユラル	コンシユル
三五二	二	四羅春板	羅春板
四四二	一	四	酉
四四七	七	後向	向後
附録一三	一〇	期	斯

本文四五頁一七行欄外七百八十七ノ上第●五三頁
 第百一ノ欄外第四百ノ下十●九八頁第百ノ欄外
 太政ノ下官ヲ脱ス●一二八頁第百九十二ノ欄外
 第六百七十三ハ第六百七十六●附録一四頁三行欄
 外アリトハトアリノ誤

明治十八年七月十五日版權屆
明治二十年十月出版



定價金六拾錢

44+W-32

販賣所

東京京橋區銀座四丁目
博聞社







